

**温泉行政の諸課題に関する懇談会
報 告 書**

平成 18 年 10 月

環 境 省

はじめに

温泉は、古来より人々の休養・保養・療養に貢献し、また、観光や地域経済の観点からも重要な役割を果たしている我が国の貴重な自然資源である。

近年、温泉利用の拡大によって温泉資源の枯渇現象が顕在化し、また、循環利用に伴う温泉の質や衛生面での不安など様々な問題が生じたことから、平成 15 年 8 月、温泉を巡る全般的な課題を整理するため、環境省は「温泉の保護と利用に関する懇談会」（以下「前懇談会」）を開催し、平成 16 年 6 月に報告書を取りまとめた。

その後、表示なく温泉に入浴剤を添加した事例など、温泉に対する国民の不信を招くような出来事が各地で生じたことも踏まえ、前懇談会で示された課題のうち、温泉成分等の掲示項目の見直しを行うこととなった。これについては、中央環境審議会答申（平成 17 年 2 月「温泉事業者による表示の在り方等について」）を経て、温泉法施行規則の改正が行われ、温泉利用事業者は、温泉に加水・加温や入浴剤の添加等を行っている場合はその理由を含めて掲示することが義務付けられた。

こうした取組が行われる一方、前懇談会報告書や中央環境審議会答申で示された「温泉資源の保護対策の推進」や「温泉成分分析の有効期間の設定」などが一層基本的な問題として、なお残されている。また、温泉法が平成 13 年に改正された際に 5 年経過後に施行状況を勘案して必要な見直しを行うこととされたその時期を迎えている。このような状況を踏まえ、温泉行政に関する個別課題への具体的な対応の在り方を検討するため、環境省は、平成 18 年 6 月に「温泉行政の諸課題に関する懇談会」（以下「本懇談会」）を開催することとしたものである。

本懇談会は、平成 18 年 10 月まで 5 回にわたり開催され、温泉資源の保護対策、温泉の成分分析、魅力ある温泉地づくり等の諸課題について、専門家の意見の聴取も行いつつ、様々な検討を展開してきた。本報告は、こうした検討を基に、個別の行政課題への対応の在り方について意見を取りまとめたものである。

今後、本報告書を基にさらに検討が深められ、温泉法制度の見直しなど適切な行政施策が展開されるよう、さらには、国や地方公共団体、事業者並びに国民一人ひとりが、美しい国・日本の大切な資産ともいえる温泉を守り育み、将来の世代の人々が温泉という大自然の恵みをいつまでも享受できるよう、関係者協力の上、課題の解決に向けた取組が行われることを期待する。

1. 温泉をめぐる状況

(1) 温泉資源に関する状況

源泉総数と総湧出量が増加するなか、自噴湧出量が減少傾向にある

環境省が都道府県の協力を得て毎年取りまとめている全国の温泉利用状況データ（以下「温泉利用状況データ」）によると、我が国の源泉の総数は、平成16年度末現在27,644孔であり、統計を取り始めた昭和37年当時（13,079孔）と比較すると約2.1倍となっている。

また、総湧出量は、平成16年度末現在毎分2,712,140ℓで、統計を取り始めた昭和38年当時（毎分930,110ℓ）と比較し約2.9倍となっているが、自噴湧出量は平成11年度（毎分894,295ℓ）をピークに5年連続で減少し続け、平成16年度末現在で毎分775,642ℓとなっており、5年間で約13%減少したこととなる。

深度1,000ℓ以上のいわゆる大深度掘削泉の割合が増加している

平成18年5月に環境省が都道府県の協力を得て取りまとめた、温泉法の施行状況等に関する調査（以下「温泉法施行状況調査」）の結果によれば、最近10年間の新規掘削許可件数は年間300～500件であり、特段の増加又は減少といった傾向は見受けられない。

一方、これを掘削深度別で見た場合、深度1,000ℓ以上のいわゆる大深度掘削泉が、平成14年度以降は50%を超えるなど増加している状況にある。

温泉掘削の許可申請に対する科学的な審査の在り方が問われている

群馬県みなかみ町における温泉掘削申請を県が不許可処分としたことを巡る裁判で、平成18年8月31日、東京高等裁判所は、県の調査結果では申請の掘削が他の温泉に影響を及ぼすかどうかは不確かであり、かつ、周囲の既存源泉所有者の同意書の添付がなかったことは温泉法の不許可事由には該当しないとして、県の不許可処分を取り消した前橋地裁判決を維持した。

温泉の枯渇をうかがわせる現象が話題となった

北海道浦河町の温泉利用施設において、源泉（動力揚湯の井戸）に川の水を引いていたとの報道をきっかけに、改めて温泉の成分・泉温を分析した結果、7年前の利用許可を得る際に分析したときには27℃であった泉温が13℃にまで低下しているなど、温泉法上の温泉の定義を満たさなくなったことから、温泉利用ではない公衆浴場に営業形態を変更することとなり、多くのマスコミで取り上げられた。

(2) 温泉の利用に関する状況

温泉地の宿泊利用者は減少しているが、日帰り利用者は増加している。国民の温泉好きは変わらないが、利用者のニーズの変化がうかがえる

温泉利用状況データによると、温泉を利用する旅館等の宿泊施設数は平成 16 年度末現在で 15,332 軒となっており、昭和 50 年代以降ほぼ同じ水準で横ばいの状態が続いている（昭和 50 年時点で 14,598 軒）。宿泊利用者数は平成 16 年度は約 1 億 3600 万人となっており、ピークであった平成 4 年度（約 1 億 4300 万人）と比較すると約 5.2% 減少している。

一方、温泉を利用する公衆浴場、いわゆる温泉センター等の日帰り温泉施設については平成 16 年度末現在で 7,294 軒となっており、経年的にも一貫して増加傾向にある（昭和 50 年時点で 1,992 軒）。温泉を利用する公衆浴場での日帰り利用者数についての全国データはないが、地域的に把握された一部の県のデータによれば、宿泊利用者数が横ばいだった過去 10 年の間にも、日帰り利用者数は着実に増加を続けており、特に大都市周辺の日帰り専用温泉施設で利用者の増加が大きいことがうかがえる。

これらから、団体で温泉地に旅行に出かけるというかつての温泉の楽しみ方から、居住地周辺で気軽に温泉を楽しみたいという利用者のニーズの変化がうかがえる。また、(財)日本交通公社が調査した「旅行者動向 2005」によれば、行ってみたい旅行のタイプとして温泉旅行を選んだ人が対象者の 52.4% にのぼり、他の旅行タイプ（自然観光 48.2%、グルメ旅行 41.8%）を押さえ前々回の調査（2000 年、温泉は 55.3% が選択）から一貫して第 1 位となっており、温泉ブームと呼ばれる現象は依然続いているといえる。

温泉の成分に関する情報提供は改善されたがなお課題が残る

平成 16 年夏以降、一部の温泉地において、温泉を利用した浴槽への入浴剤の添加や、水道水を沸かしたものを温泉であるかのように誤認させるような行為が判明し、温泉の利用者への情報提供について国民の関心が高まった。これを受け、環境省では、中央環境審議会への諮問・答申を経て、平成 17 年 2 月、温泉法施行規則を改正し、温泉成分等に関する掲示事項について、新たに、加水、加温、循環ろ過や入浴剤の添加等が行われている場合にはその旨とその理由を掲示することを温泉利用事業者に義務付けた（平成 17 年 5 月施行）。

温泉の成分については、地質、気象、地殻変動等の天然自然現象などにより、時

間の経過とともに変化する場合もある。このため、掲示すべき温泉成分の分析結果については、おおむね 10 年ごとに見直しをするよう温泉利用事業者に対する指導が行われてきたが、温泉法施行状況調査の結果によれば、平成 18 年 4 月現在での掲示の総数 29,918 件のうち、掲示している成分分析の日付が 10 年以上経過しているものが 11,184 件と、全体の 37.4%を占めていることがわかった。

近隣諸国でも温泉ブームが生じている

日本国内では、ビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化や日中韓の観光協力の推進等により外国人旅行者の受入が増加している。

一方で、韓国や台湾などの近隣諸国では、温泉を兼ね備えた近代的なホテルや日帰り温泉施設の建設が急速に進展している。

2 . 温泉行政に関する主な課題と対応の在り方

温泉資源の希少性が高まっており、その持続可能な利用を図る上では、以下にあるとおり、温泉資源の保護、温泉成分等の情報提供、魅力ある温泉地づくりに一体的に取り組んでいく必要があると考える。

(1) 温泉資源の保護

課題

ア . 温泉資源の枯渇現象が拡大するおそれがある

温泉は、天水（地表に降った雨や雪）の供給と地中の作用によってつくられる地球の恵みであり、地域の水循環の中でのみ利用できる限りある資源である。

こういったなか、温泉利用者の増加等を背景に温泉地や源泉数は増加の一途をたどり、一方で、自噴ゆう出量と動力揚湯量を合わせた総ゆう出量は頭打ちとなり、さらに、温泉資源の保護の観点からより重要と考えられる自噴ゆう出量は減少している。このことは、温泉資源には量的制約があること、拡大する温泉利用が資源枯渇のおそれを増大させている可能性があることを示すものである。実際にも、一部の温泉地では、温泉資源の枯渇と見られる現象も生じている。

さらに、近年増加している大深度掘削泉は、流動性の低い化石水（太古の地殻変動などで地中に閉じこめられた海水等）を汲み上げている場合が多いと考えられ、その量には限りがあることや、急激に温泉を汲み上げることでの周辺地盤等への影響が懸念される。

イ．科学的根拠に基づく温泉資源保護対策の必要性

温泉法は、掘削等を都道府県知事の許可制にし、ゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすときは許可しないこととするとともに、温泉保護のため必要な場合には都道府県知事が採取制限を命ずることができることとしている。

これらの制度の運用は科学的根拠のもとで行うことが重要であるが、掘削許可等の基準の具体的・科学的な内容が明確化されていないこと、温泉の賦存量、水位、水温等に関するデータや温泉の汲み上げによる温泉資源への影響に関する科学的知見が不足していることなど、円滑な運用を難しくする事情が存在している。都道府県の不許可処分を他の温泉に影響を及ぼすか否か不確かである等として取り消した裁判事例も、そのあらわれと言える。

各都道府県は、データや科学的知見が限られる中で、要綱等により温泉保護地域を定め既存源泉との距離や揚湯量に制限を設けるなど、近隣源泉への影響に配慮しつつ、地域特性を活かした温泉資源保護対策を推進するとともに、温泉法による掘削等の許可、採取制限命令の運用を行ってきた。このような取組は、温泉資源保護の機能を果たしてきたと考えられるが、温泉利用が多様化し量的にも拡大する中で、掘削許可等の基準の明確化、データや科学的知見の一層の充実など、さらなる進化が求められる状況にある。

また、掘削の許可等の基準の一つである「公益を害するおそれ」の判断についても、周辺の自然環境に対する影響、地域における環境保全区域や、住宅密集地特有の問題の取扱い等を巡り、許可・不許可の判断に苦慮する例が生じている。

対応の在り方

温泉法に基づく掘削等の許可、採取制限命令という資源保護のための仕組みについて、見直しを行う必要がある。

その具体的な仕組みについてはなお検討が必要であるが、少なくとも、以下のようなものとする必要がある。

- ・温泉資源の枯渇を防止できるものであること。
- ・温泉の利用という権利の制限は、揚湯による温泉のゆう出量、成分への影響などに関する科学的な判断を考慮しつつ行うものであること。ただし、完全な科学的根拠を求めることは技術的・資金的な限界があることから、一定の範囲で予防的な対応を可能とするものであること。
- ・「ゆう出量、温度又は成分への影響」「公益を害するおそれ」という許可等の基準の具体的・科学的な内容について、国が一定の考え方を示すものであること。

検討に当たっては、都道府県において長年にわたり独自に運用されてきた様々な対応策について、その妥当性を踏まえつつ尊重すべきである。

また、新たな仕組みを運用するための基盤として、国、地方公共団体、既存源泉所有者、掘削等申請者及び温泉利用事業者が責任を分担して、以下のことに取り組むべきである。

- ・ 温泉の賦存量、水位等の基礎的なデータの収集・解析方法の技術開発
- ・ 温泉の掘削等を行うに際しての、他の温泉への影響調査
- ・ 既存温泉の水位、揚湯量（ゆう出量）、水温等に関するデータの継続的な測定

さらに、国は、温泉資源の保護に関する調査研究、とりわけ大深度掘削泉からの揚湯による温泉源や地盤環境への影響についての調査研究を一層推進する必要がある。

(2) 温泉の成分等の情報提供の充実

課題

温泉法では、温泉利用施設において温泉成分、禁忌症等の掲示をすることを義務付けている。これは、温泉の特定成分が浴用・飲用利用に際して特定の疾患に有害である場合があることなどから、温泉利用者の健康保護、安全・安心の確保のために行っているものである。

一方で、温泉利用の拡大、温泉に対するニーズの多様化が進む現在においては、温泉成分等の掲示は、温泉への信頼を維持するための情報提供、ひいては、温泉資源の持続可能な利用の基礎となる情報としての意味も併せ持つものとなっている。

温泉成分等の掲示に関しては、中央環境審議会での審議を経て、平成 17 年に加水・加温、入浴剤の添加等が掲示項目に追加されたが、掲示される成分分析結果の有効期間の在り方等がなお検討課題として残されたところである。

対応の在り方

温泉の成分は、温泉の汲み上げ利用に伴い周辺の地下水が混入すること等を原因として、時間の経過とともに徐々に変化する場合がある。したがって、温泉成分について正確な情報の掲示を確保するとともに、信頼できる情報を求める温泉利用者のニーズに対応するため、さらには、温泉成分の変化を把握し温泉資源保護の基礎データとして役立てるためにも、温泉利用事業者に対し、定期的な温泉成分等の再分析及びその分析結果に基づく掲示を義務付けるべきである。

再分析を行う期間については、温泉成分の変化は急激にではなく徐々に進行する場合が多いと考えられること、従来より概ね 10 年ごとの再分析が指導されてきたこととの整合性、温泉利用事業者の費用負担に対する配慮、諸外国における再分析の取扱い等の様々な事情を踏まえ、10 年ごとに行うことが妥当と考える。また、温泉利用事業者による自主的な情報提供として、加水・加温・循環及び入浴剤の添

加や消毒処理の程度、加水する場合の水道水・井戸水・沢水等の別、源泉の状況（自噴・動力揚湯の別、ゆう出量、掘削深度など）、温泉利用施設の清掃の状況及び湯の入替頻度等の情報を提供することが期待される。さらに、地殻変動等の自然現象が温泉の成分に大きな影響を及ぼしていることが予測される場合等においては、変化の目安を知るための簡易な手法、例えば、塩分濃度や電気伝導度等の測定により、急激な変化の有無を自主的に確認するよう心がけることも望まれる。

温泉の利用（浴用・飲用）上の注意事項、禁忌症及び適応症に関しては、それぞれ最近の医学的知見を踏まえた調査検討を一層推進する必要がある。また、利用者にわかりやすい掲示内容や掲示方法というものについて必要な見直しを検討すべきである。

(3) 魅力ある温泉地づくり

国民の温泉に対するニーズは多様化しており、温泉そのものや、個性ある温泉地の自然や歴史文化、それらを大切に作る温泉地の取組みといった要素が重視されている。また、温泉地に期待される快適な環境の確保の観点から河川湖沼など周辺環境の維持改善や交通に伴う混雑、排ガス対策等も重要となっている。これら多様化するニーズに対応した魅力ある温泉地づくりを進めるには、温泉を直接提供する事業者のより一層の創意工夫とともに、国や地方公共団体、特に地域との連携が重視される市町村の役割が大切である。

各温泉地では、これまでも地元の人たちを中心に現代の利用形態に見合うよう工夫を凝らした温泉地づくりがなされてきているが、日本古来の温泉の伝統的文化である湯治を含めた上手な温泉利用の在り方についても検討をすることが大切である。

更に、利用者にとって魅力ある温泉地をつくり育むためには、健全な温泉利用の全国的モデル地域である「国民保養温泉地」の育成、国民の関心が高まっている心身の健康づくりや自然体験・エコツーリズムなどと組み合わせた温泉地の整備など、国や都道府県等はソフト・ハード両面での温泉地への支援策を検討・実施すべきである。また、関係府省が連携し、温泉行政及び観光行政の推進に取り組むべきである。

(4) 温泉行政に関するその他の課題

温泉利用の許可について、個人事業主による事業が相続された場合に、相続人が再度許可を受けることとされているが、規制緩和の観点から許可を承継できるようにすべきである。

また、都道府県が的確な温泉行政を行うためには、温泉の利用許可を得た温泉利用事業者のその後の活動実態を把握する必要があり、公共の利用を廃止した場合等の手続についても検討すべきである。

さらに、メタンガスや硫化水素ガスなどに対する安全対策も推進すべきである。

温泉の分析方法及び療養泉の泉質等を定めている鉱泉分析法指針については、分析技術の進歩及び分析機器の開発等を踏まえ適宜見直しを行うべきである。

平成 13 年の温泉法改正の内容、すなわち、掘削等の許可の有効期間を 2 年間としたこと、掘削等の工事が完了し又は廃止する場合の都道府県知事への届出を義務付けたこと、温泉の成分等の掲示を行う際の事前の都道府県への届出を義務付けたこと、及び温泉分析機関の省令に基づく指定制度を法律に基づく登録制度としたことについては、順調に施行されており、温泉資源の有効活用、温泉の適正な利用の推進等の観点から、引き続き有効かつ適切な措置と考えられる。

温泉行政の諸課題に関する懇談会委員

石川 理夫	温泉評論家
今橋 正征	東邦大学名誉教授
岡部 昭典	静岡県健康福祉部生活衛生室長
岡村興太郎	(社)日本温泉協会常務理事
甘露寺泰雄	(財)中央温泉研究所所長
《座長》菊地 邦雄	法政大学人間環境学部教授
竹村 節子	(株)現代旅行研究所専務取締役
前田 眞治	国際医療福祉大学・大学院川北リハビリテーション学領域教授
村田 彰	流通経済大学法学部教授(法学部長)

懇談会の開催経過

第1回：平成18年6月22日

- ・ 懇談会開催の背景及び趣旨
- ・ 最近の温泉行政の動き及び温泉の現状
- ・ 平成13年改正温泉法による規制の新設に係る施行状況の検討

第2回：平成18年7月24日

- ・ 温泉の成分分析
- ・ 温泉資源の保護対策

第3回：平成18年9月4日

- ・ 温泉利用上の注意事項及び禁忌症等
- ・ 魅力ある温泉地づくり
- ・ 諸外国の温泉の活用実態

第4回：平成18年10月6日

- ・ 温泉資源の保護対策(温泉研究機関等からの意見聴取)
- ・ 諸外国の温泉法制度
- ・ 温泉行政の諸課題に関する論点整理

第5回：平成18年10月27日

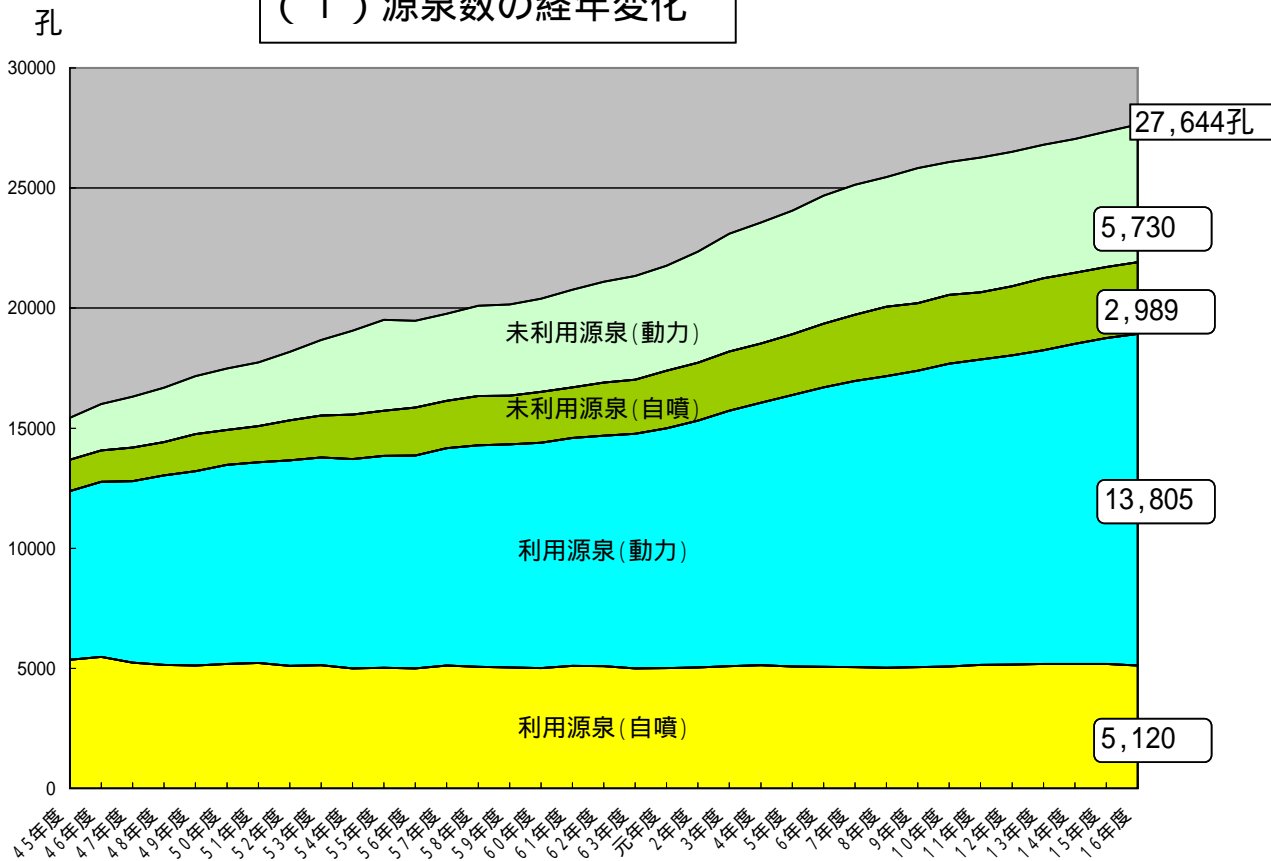
- ・ 懇談会報告書(案)

参考資料

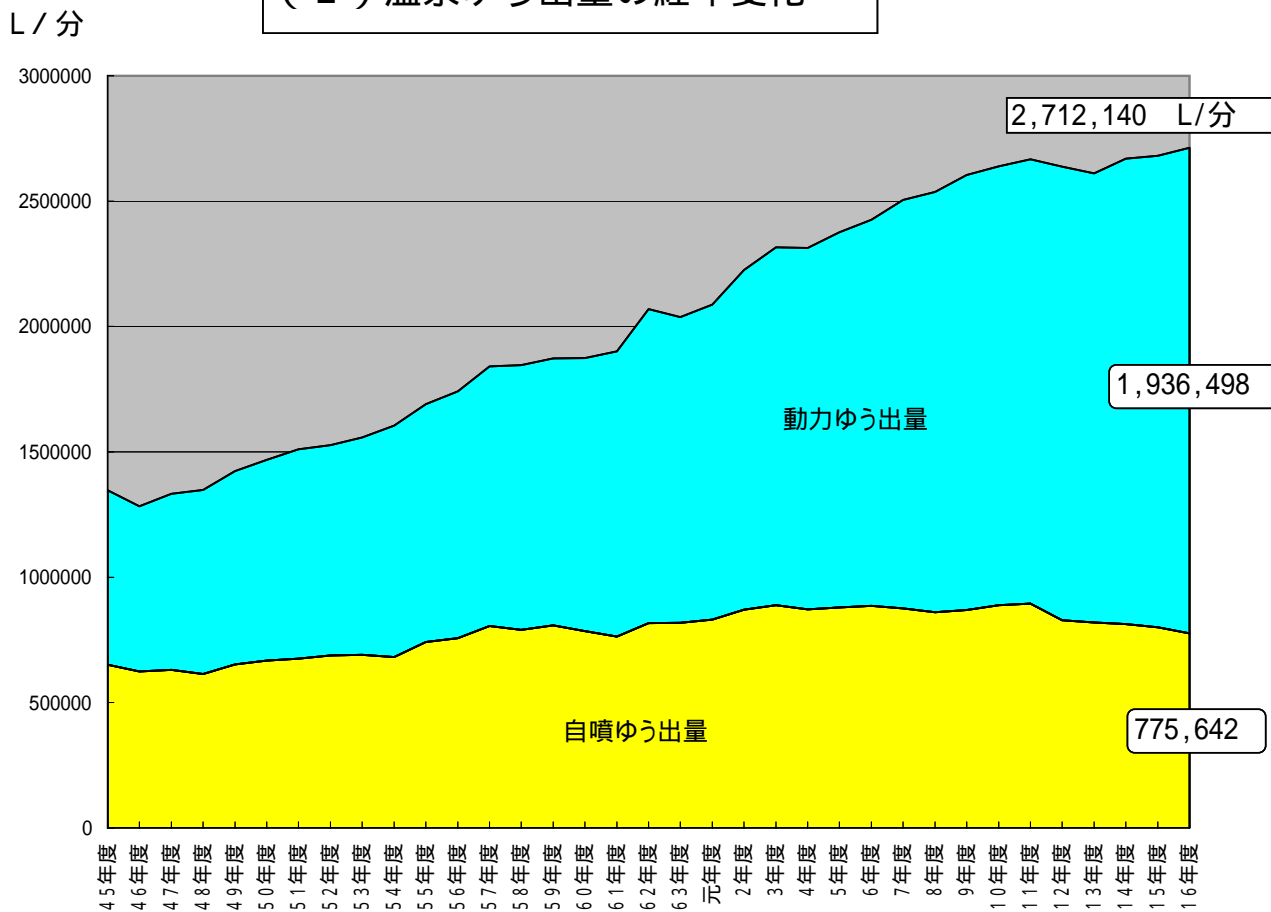
1 . 全国的に見た温泉利用状況の推移	
(1) 源泉数の経年変化	1
(2) 温泉ゆう出量の経年変化	1
(3) 温泉利用の宿泊施設数及び公衆浴場数の経年変化	2
(4) 温泉利用宿泊施設の収容定員と宿泊利用者数の推移	2
(5) 温泉利用状況データ	3
(6) 温泉法に基づく行政処分状況データ	5
2 . 温泉の掘削深度	
(1) 新規掘削申請の深度別推移	8
(2) 掘削深度別割合の推移	8
3 . 掲示している成分分析表の経過年数割合	1 0
4 . 旅行者動向及び観光の実態と志向	
(1) 宿泊観光の主な目的	1 1
(2) 宿泊観光の旅先での行動	1 1
(3) 行ってみたい旅行タイプ	1 2
(4) 旅行の実績	1 3
5 . 国民保養温泉地一覧 (平成 18 年 9 月現在)	1 4
6 . 登録分析機関一覧 (平成 18 年 4 月現在)	1 5
7 . 温泉法の概要	1 6

1. 全国的に見た温泉利用状況の推移

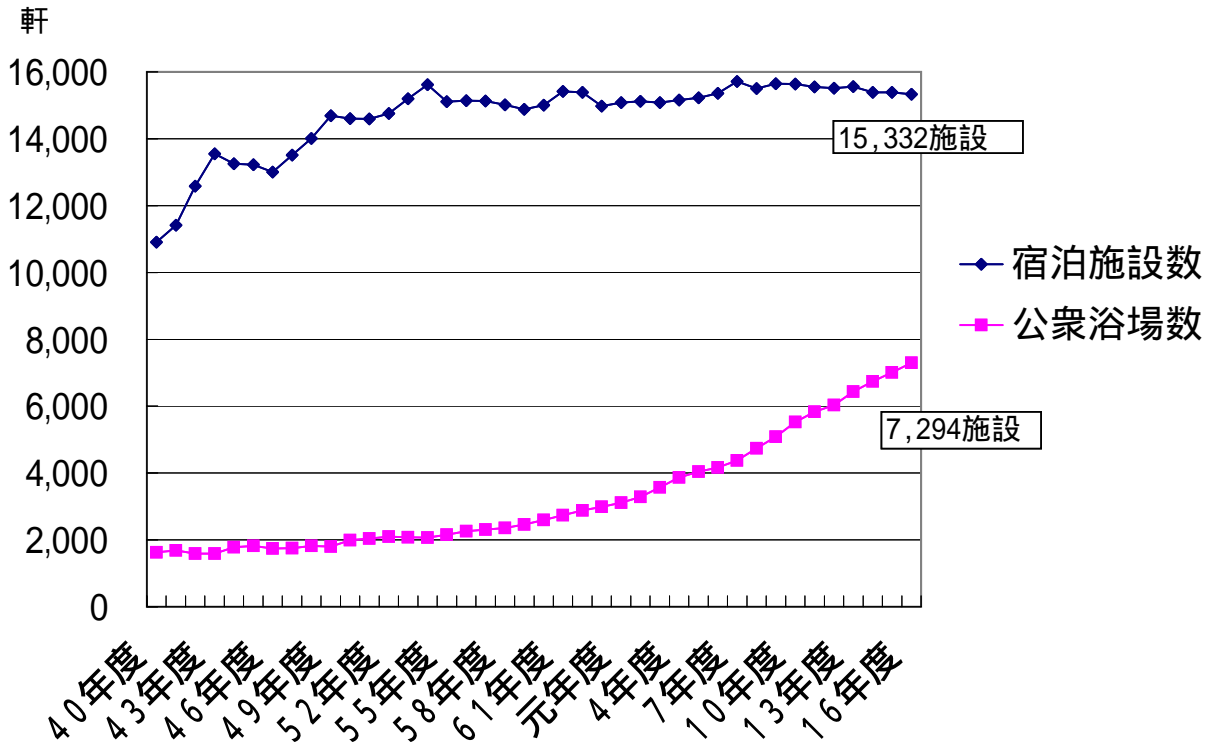
(1) 源泉数の経年変化



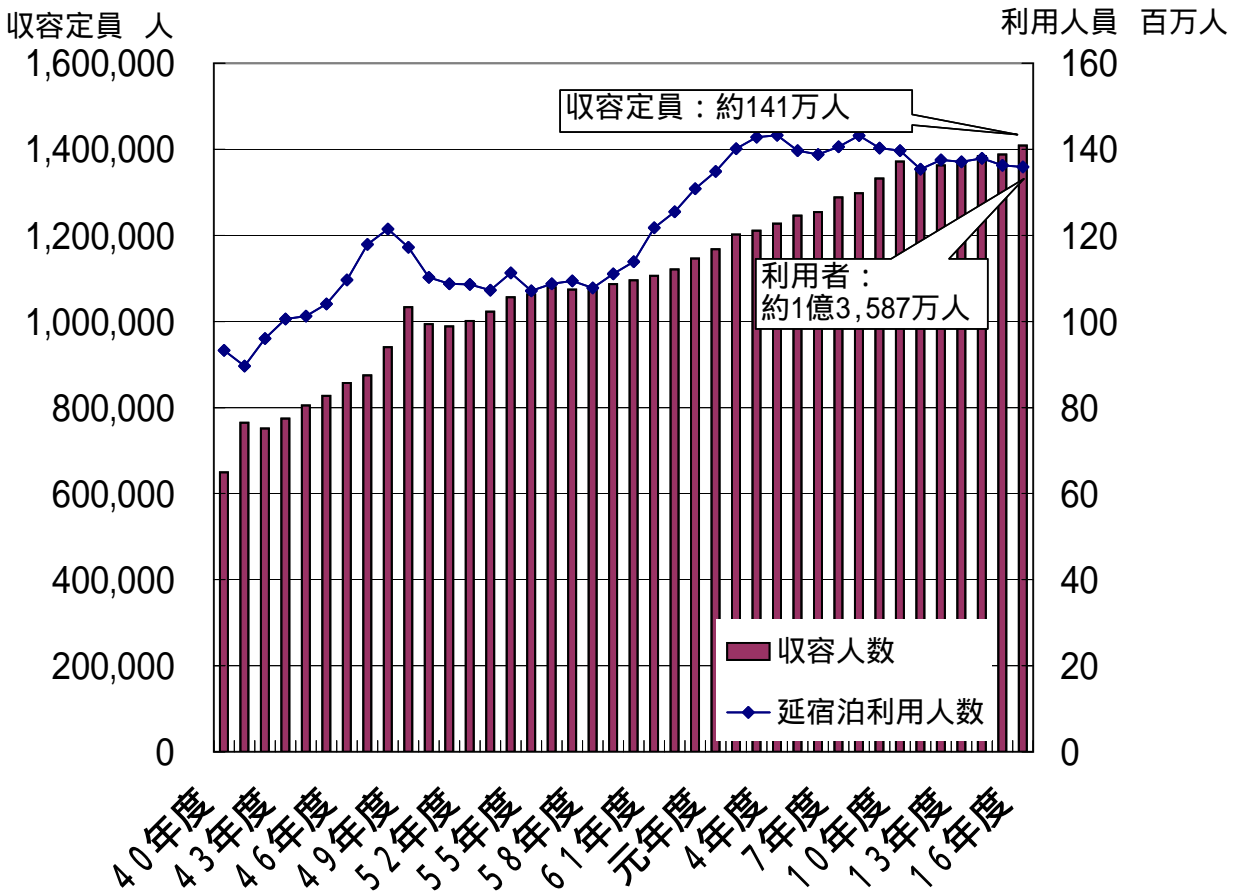
(2) 温泉ゆう出量の経年変化



(3) 温泉利用の宿泊施設数及び公衆浴場数の経年変化



(4) 温泉利用宿泊施設の収容定員と宿泊利用者数の推移



(5) 温泉利用状況データ(経年変化表)

(平成17年3月末現在)

Table with columns: 管轄保健所数, 市町村数, 温泉地数, 源泉総数(A+B), 利用源泉数(A), 未利用源泉数(B), 温度別源泉数(25度未満, 25度以上42度未満, 42度以上, 水蒸気ガス), ゆう出量(L/分), 宿泊施設数, 収容定員, 年度延泊泊利用人員, 温泉利用の公衆浴場数, 国民保養温泉地年度延泊利用人員. Rows represent years from 32年度 to 16年度.

(注) 1. 温泉地数は宿泊施設のある場所を計上

2. 宿泊利用人員は参考数値

平成16年度温泉利用状況

(平成17年3月末現在)

管轄保健所数	市町村数	温泉地数	源泉総数 A+B	利用源泉数 A		未利用源泉数 B		温度別源泉数				ゆ っ 出 量 L / 分		宿泊施設数	収容定員	年度延宿泊利用人員	温泉利用の公衆浴場数	国民保養温泉地 年度延宿泊利用人員数	
				自噴	動力	自噴	動力	25度未満	25度以上 42度未満	42度以上	水蒸気ガス	自噴	動力						
北海道	29	188	249	2,265	476	900	417	472	186	473	1,164	10	115,275	150,378	763	118,136	12,757,620	464	915,905
青森	6	48	149	1,028	118	510	155	245	36	232	760	0	17,355	146,304	333	20,433	1,813,866	281	92,082
岩手	11	40	95	390	86	146	52	106	28	111	223	27	61,086	51,530	283	30,512	2,554,472	66	86,341
宮城	10	41	54	763	268	240	142	113	28	120	300	155	16,885	26,868	259	33,545	2,893,119	137	199,708
秋田	9	39	122	576	181	205	129	61	67	112	296	72	35,408	46,821	306	27,831	2,090,855	186	732,170
山形	4	44	100	400	143	171	40	46	72	116	212	0	23,160	32,247	436	38,841	3,375,428	154	861,933
福島	8	68	139	779	151	303	108	217	64	132	257	30	30,074	54,928	658	65,955	5,317,826	217	954,202
茨城	12	43	45	142	19	82	12	29	71	56	9	0	4,831	15,341	101	7,640	1,394,143	135	0
栃木	6	38	70	600	169	265	113	53	30	136	265	4	21,510	40,843	564	60,724	6,318,297	258	508,719
群馬	11	47	93	443	163	202	63	15	89	145	209	0	29,352	30,825	629	60,533	6,086,878	188	616,220
埼玉	19	44	14	72	3	51	1	17	17	44	11	0	389	16,798	23	2,973	313,871	54	0
千葉	15	46	80	145	36	103	3	3	119	21	5	0	1,918	9,683	139	25,847	1,946,680	125	0
東京都	27	36	21	127	8	109	0	10	54	36	32	5	9	20,364	34	2,333	205,132	98	0
神奈川	31	26	37	544	83	348	19	94	94	112	301	24	9,627	31,021	745	57,280	6,076,974	155	0
新潟	14	57	154	509	174	212	61	62	161	166	180	2	34,008	51,506	684	65,076	4,129,627	244	544,500
富山	5	24	74	173	47	78	23	25	40	60	73	0	16,677	14,009	146	16,924	1,520,069	54	0
石川	5	21	64	310	18	181	11	100	27	98	74	0	1,757	30,325	245	35,664	4,107,526	101	47,952
福井	6	21	47	153	7	89	3	54	26	49	36	0	1,248	7,513	159	14,744	1,296,368	41	0
山梨	6	38	33	431	119	168	100	44	116	218	97	0	18,999	38,612	275	23,595	3,853,248	144	227,624
長野	11	98	248	1,034	304	464	120	146	193	286	444	8	50,608	84,531	1,414	108,853	8,960,856	651	1,027,087
岐阜	8	33	59	502	56	247	99	100	148	164	171	18	12,850	68,509	382	32,056	3,317,447	88	825,733
静岡	11	49	107	2,277	109	1,149	54	965	78	330	806	3	12,394	106,454	2,335	135,243	12,356,000	482	39,000
愛知	14	42	36	121	15	78	7	21	39	60	22	0	84	21,890	107	13,774	1,874,423	73	0
三重	9	36	56	232	17	134	22	59	111	74	47	0	2,893	46,819	225	21,328	3,018,476	52	18,424
滋賀	7	20	22	75	4	34	8	29	36	39	0	0	1,085	7,311	44	9,212	1,084,368	22	0
京都府	7	20	38	124	11	69	12	32	48	60	16	0	293	12,506	165	13,099	1,331,711	63	82,425
大阪府	18	32	27	155	6	107	6	36	39	85	31	0	909	32,016	34	7,209	905,256	71	0
兵庫	17	64	70	422	41	223	53	105	159	183	80	0	5,656	40,510	363	32,903	3,709,510	170	72,191
奈良	6	31	35	91	11	70	0	10	25	55	11	0	1,161	11,391	83	5,405	412,094	54	49,919
和歌山	8	43	44	489	54	201	88	146	62	306	121	0	17,595	42,405	357	35,528	3,501,295	22	242,175
鳥取	4	15	16	317	29	167	24	97	13	49	134	0	335	20,154	157	17,438	1,404,666	58	137,736
島根	7	28	49	280	66	69	103	42	122	106	52	0	16,822	11,427	138	12,253	1,110,598	91	64,733
岡山	11	26	41	206	50	76	39	41	121	78	7	0	7,175	15,142	118	11,398	1,074,223	116	187,103
広島	11	37	69	305	20	154	7	124	268	27	2	0	3,254	26,067	86	6,581	615,768	104	34,646
山口	9	33	52	380	31	168	35	146	205	97	26	0	2,085	20,127	189	15,135	1,979,318	114	213,073
徳島	6	31	28	77	18	33	16	10	59	17	0	0	1,476	4,371	30	3,520	453,137	53	0
香川	5	31	33	177	3	94	3	77	162	13	2	0	289	10,829	61	10,055	889,741	76	85,022
愛媛	7	20	31	201	30	96	39	36	120	64	17	0	6,338	14,381	116	13,477	1,681,483	106	55,917
高知	6	34	37	96	8	55	16	17	79	15	2	0	416	2,945	49	5,082	471,940	55	0
福岡	16	55	42	381	8	218	7	148	66	194	96	0	1,169	31,506	106	8,009	752,776	87	60,092
佐賀	5	28	24	175	3	98	8	66	49	70	56	0	519	21,476	106	33,229	871,537	115	109,430
長崎	10	33	38	196	71	98	17	10	28	54	112	0	6,539	19,423	120	14,850	1,565,515	119	652,329
熊本	11	61	73	1,412	222	721	80	389	36	496	779	27	23,939	116,962	466	35,518	3,267,079	298	448,421
大分	11	24	61	5,053	1,146	3,195	310	402	70	744	3,679	521	100,581	166,811	768	51,192	6,832,947	362	4,307,813
宮崎	9	36	43	189	33	125	10	21	37	53	84	0	4,218	17,845	88	9,164	953,857	133	0
鹿児島	13	63	91	2,819	483	1,294	354	688	60	592	1,907	260	54,541	145,878	439	36,159	2,801,030	551	598,361
沖縄	4	7	4	8	2	5	0	1	1	5	1	0	850	896	4	2,427	618,069	6	0
16年度計	495	1,939	3,114	27,644	5,120	13,805	2,989	5,730	3,759	6,753	13,209	1,166	775,642	1,936,498	15,332	1,408,683	135,867,119	7,294	15,098,986
15年度計	511	2,280	3,127	27,347	5,189	13,559	2,969	5,629	3,690	6,573	13,093	1,156	800,891	1,880,287	15,390	1,387,981	136,285,534	7,006	15,320,428
比較増減	-16	-341	-13	297	-69	246	20	101	69	180	116	10	-25,249	56,211	-58	20,702	-418,415	288	-221,442
対前年度比	96.9	85.0	99.6	101.1	98.7	101.8	100.7	101.8	101.9	102.7	100.9	100.9	96.8	103.0	99.6	101.5	99.7	104.1	98.6

(注) 1. 温泉地数は宿泊施設のある場所を計上
2. 宿泊利用人員は参考数値

(6) 温泉法に基づく行政処分状況データ(経年変化表) (昭和48年～平成16年度)

	新規掘削			増掘			動力装置			温泉利用						法 5 条	法第6条処分		原 状 回 復 命 令	採 取 制 限 命 令	他 目 的 掘 さ く	法第18条処分		法 違 反 告 発	部 会 開 催 回 数	
	申 請	許 可	不 許 可	申 請	許 可	不 許 可	申 請	許 可	不 許 可	浴用			飲用				取 消	命 令				取 消	命 令			
										申 請	許 可	不 許 可	申 請	許 可	不 許 可											
48年	1339	1205	37	148	137	8	555	579	7	2001	1997	0	65	69	0	55	0	0	5	0	0	0	0	1	132	
49年	899	838	23	106	110	0	599	528	2	1458	1463	0	25	24	0	131	0	2	1	0	0	0	0	0	121	
50年	762	699	22	120	109	1	475	497	2	1616	1611	0	41	39	0	146	0	0	6	1	0	1	0	0	104	
51年	714	671	8	112	111	2	451	454	0	1704	1710	0	79	84	0	113	0	0	1	0	0	0	0	0	109	
52年	598	572	19	78	75	3	309	304	0	1601	1588	0	49	48	0	133	0	1	0	0	0	0	0	0	100	
53年	602	560	4	88	88	0	365	366	1	1567	1557	0	54	53	0	65	0	0	2	0	0	0	1	0	105	
54年	739	701	5	59	57	1	453	364	0	2189	2181	0	72	71	0	63	0	0	0	0	0	0	0	0	102	
55年	721	657	12	75	73	0	415	398	2	1632	1614	0	163	162	0	10	0	0	2	0	0	0	0	1	110	
56年	725	752	8	73	74	0	423	440	1	1333	1338	0	102	104	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	103	
57年	649	638	0	72	70	0	402	412	0	1276	1285	0	87	87	0	81	0	0	1	0	3	0	0	0	104	
58年	614	591	2	79	83	0	396	403	0	1711	1685	0	83	81	0	114	0	0	1	0	0	0	0	0	94	
59年	634	614	2	39	37	1	433	403	0	1463	1449	0	73	67	0	54	0	0	1	0	0	0	0	0	94	
60年	649	651	0	53	55	0	442	456	0	1601	1612	0	174	172	0	51	0	0	0	0	0	0	0	0	101	
61年	720	703	1	43	44	0	516	506	1	1786	1779	0	125	121	0	51	0	0	1	0	0	0	0	0	107	
62年	875	846	1	60	59	0	449	443	0	1806	1791	0	121	124	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	110	
63年	1074	1010	0	79	76	1	507	509	0	1933	1937	0	118	109	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	115	
元年	1309	1245	1	70	67	0	531	506	0	1916	1920	0	130	131	0	20	0	0	6	0	0	0	0	0	118	
2年	1355	1312	0	75	78	0	636	619	0	1878	1874	0	107	106	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	122	
3年	1105	1100	1	87	82	0	632	626	0	2298	2242	0	170	167	2	71	0	0	0	0	0	0	0	0	116	
4年	847	815	1	76	71	0	638	613	0	2068	2037	0	177	176	1	80	0	0	0	0	0	0	0	0	115	
5年	785	779	0	73	70	1	519	528	0	1971	1979	0	105	102	0	77	0	0	0	0	0	0	0	0	116	
6年	716	712	1	58	59	0	523	521	0	2377	2367	0	116	110	0	44	0	0	0	0	0	0	0	0	118	
7年	701	688	0	43	39	0	463	448	0	2125	2103	0	121	122	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	120	
8年	680	666	2	48	50	0	506	509	0	2523	2506	0	100	106	2	21	0	0	0	0	0	0	0	0	115	
9年	615	609	0	50	51	0	537	530	2	2712	2712	0	84	85	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	120	
10年	529	537	0	23	24	0	424	425	1	2262	2273	0	121	113	0	51	0	0	0	0	0	0	0	0	119	
11年	473	458	0	27	26	0	382	371	0	2090	2085	0	94	99	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	117	
12年度	482	477	0	22	21	0	356	356	0	2054	2073	0	69	67	0	13	0	0	1	0	0	0	0	0	117	
13年度	464	433	4	11	11	0	347	342	0	2104	2069	0	75	75	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	119	
14年度	493	499	1	13	13	0	377	377	0	2273	2287	0	100	98	1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1	120

1 平成12年度から年度集計

2 掘削許可等の「有効期間間更新」より右側の項目は平成13年度までの集計となるため、データ無し

行政処分状況経年変化表(平成14年度～)

	新規掘削			増掘			動力装置			温泉利用						有効期間更新	第7条処分		原状回復命令	採取制限命令	他目的掘さく	第27条処分		法違反告発	部会開催回数		
	申請	許可	不許可	申請	許可	不許可	申請	許可	不許可	浴用			飲用				取消	命令				取消	命令				
										申請	許可	不許可	申請	許可	不許可											申請	許可
14年度計	493	499	1	13	13	0	377	377	0	2,273	2,287	0	100	98	1	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	1	120
15年度計	601	583	1	17	17	0	402	396	0	2,588	2,572	0	87	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
16年度計	624	611	6	24	23	0	483	482	0	4,561	4,495	0	120	122	0	9	11	0	1	0	0	0	0	0	0	124	

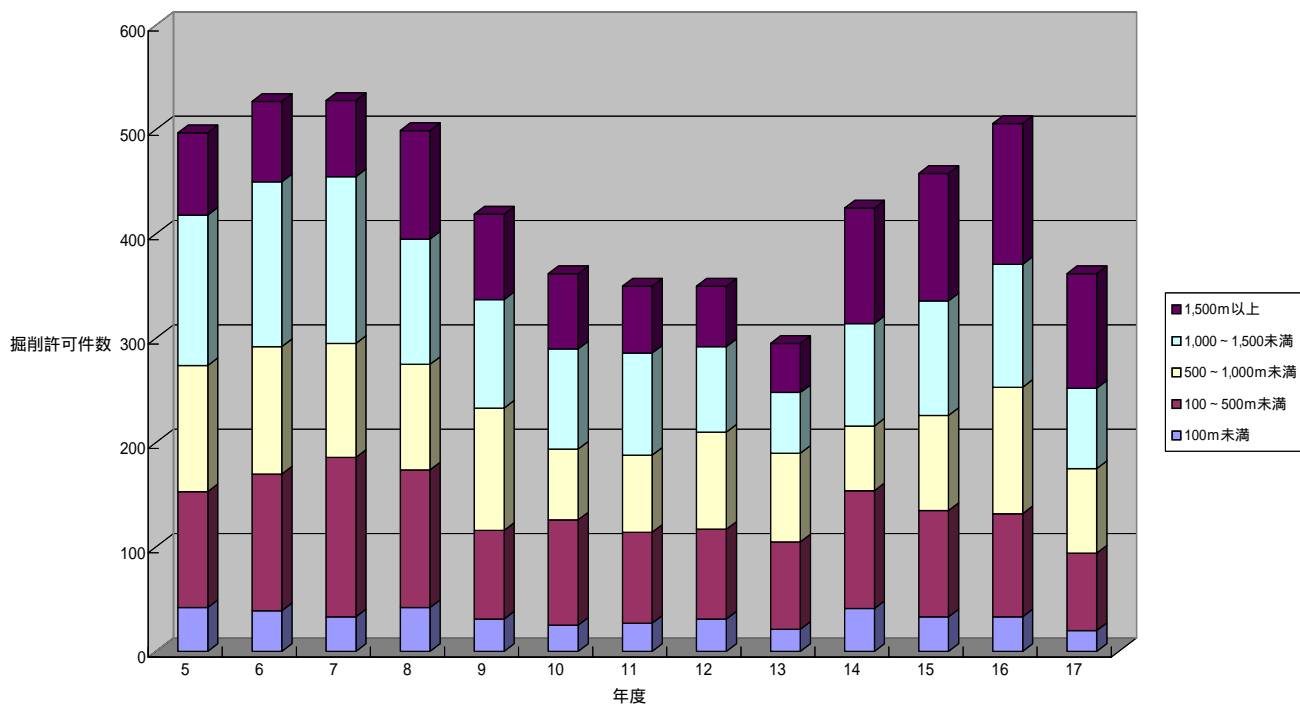
平成13年法律改正に伴い掘削許可等の有効期間を設定するなど、行政処分項目等に変更あり。

平成16年度温泉法に基づく行政処分状況

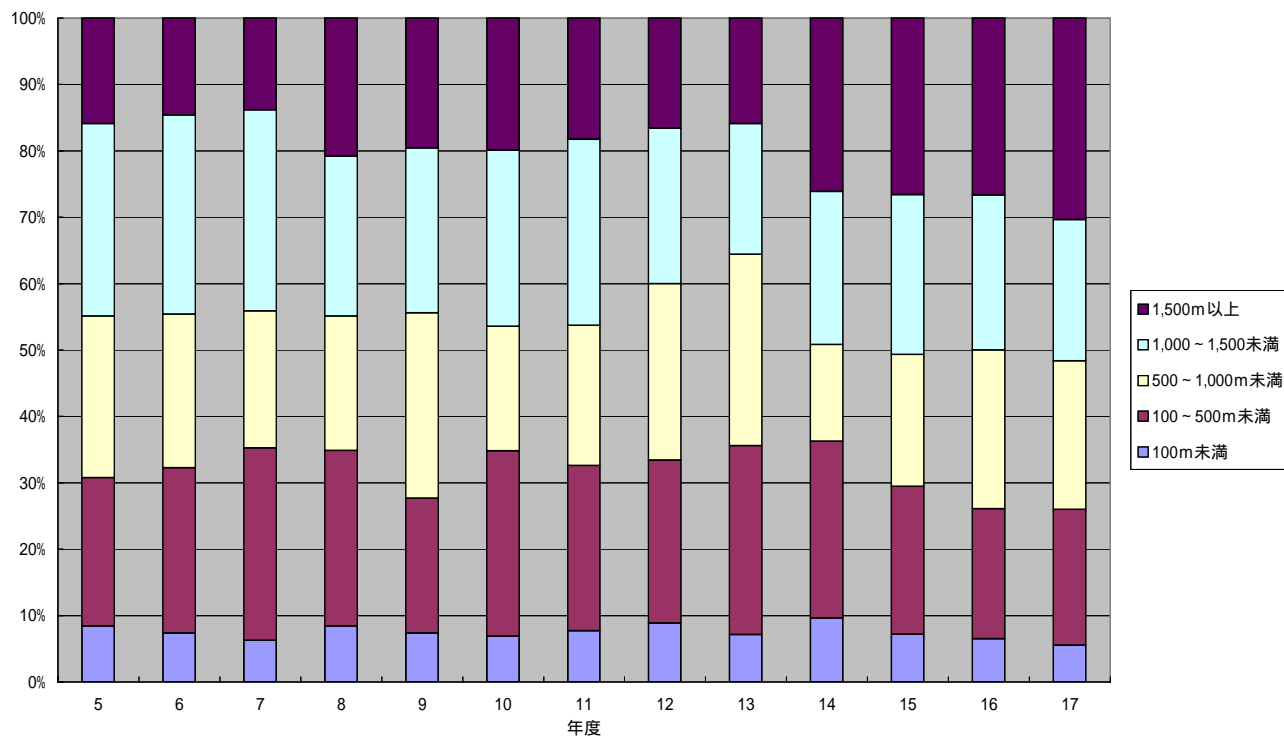
	新規掘削			増掘			動力装置			温泉利用						有効期間更新	第7条処分		原状回復命令	採取制限命令	他目的掘さく	第27条処分		法違反告発	部会開催回数	
	申請	許可	不許可	申請	許可	不許可	申請	許可	不許可	浴用			飲用				取	命				取	命			
										申請	許可	不許可	申請	許可	不許可											申請
北海道	46	44	0	0	0	0	28	28	0	347	346	0	3	3	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	4
青森	25	23	0	0	0	0	23	24	0	224	225	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
岩手	6	6	0	0	0	0	2	2	0	113	113	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
宮城	11	11	0	0	0	0	9	12	0	173	168	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
秋田	13	12	0	0	0	0	9	9	0	79	78	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
山形	6	6	0	0	0	0	8	8	0	66	65	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
福島	6	6	0	0	0	0	10	10	0	177	177	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
茨城	6	6	0	1	1	0	2	2	0	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
栃木	17	17	0	1	1	0	5	5	0	182	182	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
群馬	9	9	0	0	0	0	5	5	0	237	237	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
埼玉	20	20	0	0	0	0	15	15	0	47	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
千葉	9	8	0	0	0	0	11	11	0	22	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
東京都	13	11	0	0	0	0	9	5	0	21	21	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
神奈川	16	16	0	2	2	0	13	13	0	80	80	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
新潟	10	10	0	0	0	0	12	12	0	140	140	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
富山	6	6	0	0	0	0	5	5	0	134	134	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
石川	14	14	0	0	0	0	4	4	0	44	44	0	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
福井	9	9	0	0	0	0	7	7	0	74	75	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
山梨	7	7	0	0	0	0	7	7	0	78	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
長野	9	8	0	0	0	0	7	7	0	179	179	0	17	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
岐阜	15	14	1	2	2	0	19	19	0	112	112	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
静岡	10	10	0	5	5	0	18	18	0	235	235	0	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
愛知	6	6	0	0	0	0	7	7	0	34	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
三重	8	8	0	0	0	0	6	6	0	258	240	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
滋賀	2	2	0	0	0	0	1	1	0	12	12	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
京都府	1	1	0	0	0	0	2	2	0	79	81	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
大阪府	21	17	4	0	0	0	14	14	0	13	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
兵庫	17	17	0	0	0	0	16	16	0	97	86	0	3	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
奈良	6	5	0	0	0	0	2	2	0	20	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
和歌山	4	4	0	0	0	0	6	6	0	80	80	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
鳥取	3	3	0	2	2	0	1	1	0	63	63	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
島根	4	4	0	0	0	0	8	8	0	69	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
岡山	4	4	0	0	0	0	4	4	0	36	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
広島	27	27	0	0	0	0	19	19	0	57	56	0	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
山口	18	18	0	0	0	0	12	12	0	86	86	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
徳島	5	5	0	0	0	0	6	6	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
香川	1	1	0	0	0	0	7	7	0	16	15	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
愛媛	5	5	0	0	0	0	6	6	0	44	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
高知	2	2	0	0	0	0	3	3	0	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
福岡	25	25	0	0	0	0	9	8	0	260	233	0	3	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
佐賀	8	8	0	0	0	0	4	4	0	16	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
長崎	9	8	1	0	0	0	4	4	0	38	38	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
熊本	37	37	0	2	2	0	41	42	0	157	157	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
大分	92	96	0	3	3	0	58	58	0	162	162	0	9	9	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
宮崎	5	5	0	0	0	0	6	6	0	80	80	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
鹿児島	30	30	0	6	5	0	13	12	0	90	92	0	12	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
沖縄	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
16年度計	624	611	6	24	23	0	483	482	0	4,561	4,495	0	120	122	0	9	11	0	1	0	0	0	0	0	0	124
15年度計	601	583	1	17	17	0	402	396	0	2,588	2,572	0	87	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
比較増減	23	28	5	7	6	0	81	86	0	1,973	1,923	0	33	34	0	9	11	0	1	0	0	0	0	0	0	0
対前年比	103.8	104.8	600.0	141.2	135.3	0.0	120.1	121.7	0.0	176.2	174.8	0.0	0.0	138.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

2. 温泉の掘削深度

(1) 新規掘削申請の掘削深度別推移



(2) 掘削深度割合の推移

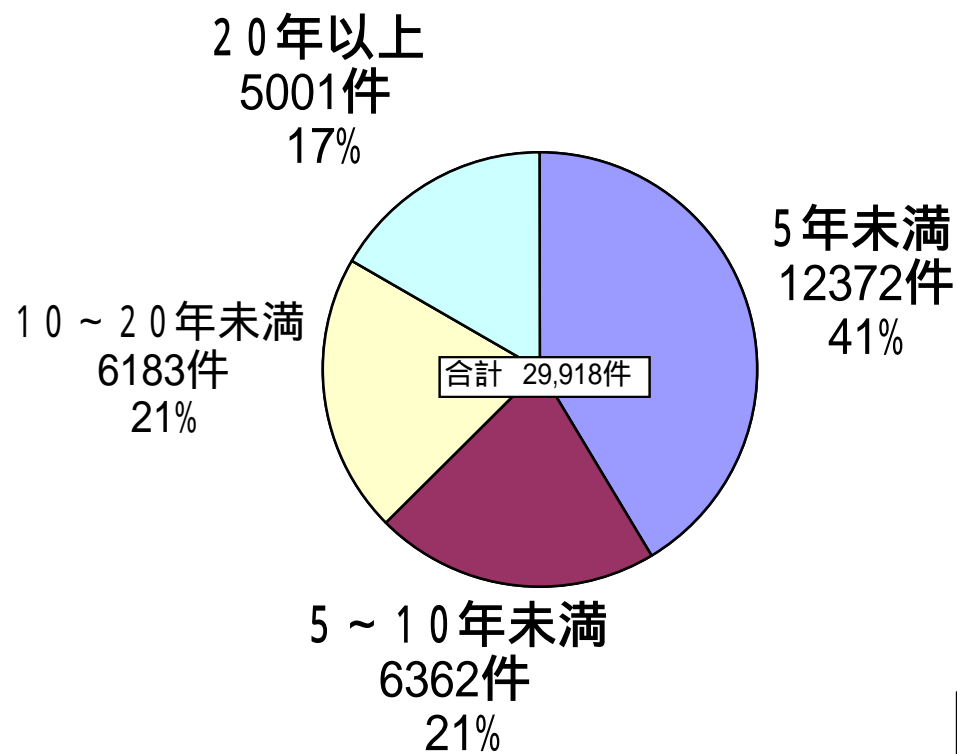


新規掘削許可の掘削深度別の年度推移

	許可の年度別(平成・年度)													5～17年度合計	全体に占める割合
	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
新規掘削の許可総件数	497	527	528	499	419	362	350	350	295	425	458	506	362	5,283	100%
深度1,000m未満	274	292	295	275	233	194	188	210	190	216	226	253	175	2,831	54%
深度100m未満	42	39	33	42	31	25	27	31	21	41	33	33	20	397	
100～500m未満	111	131	153	132	85	101	87	86	84	113	102	99	74	1,274	
500～1,000m未満	121	122	109	101	117	68	74	93	85	62	91	121	81	1,160	
深度1,000m以上	223	235	233	224	186	168	162	140	105	209	232	253	187	2,452	46%
～1,500未満	144	158	160	120	104	96	98	82	58	98	110	118	77	1,365	
1,500m以上	79	77	73	104	82	72	64	58	47	111	122	135	110	1,087	
1,500～2,000m未満										102	112	125	103		
2,000m以上										9	10	10	7		

調査中の県(1県)があるため掲載されているデータはH18.10.27現在の途中集計値である。

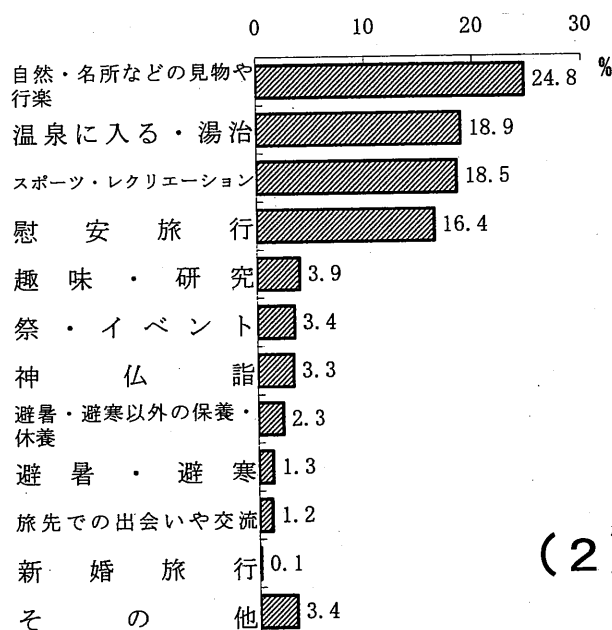
3. 掲示している成分分析表の経過年数割合



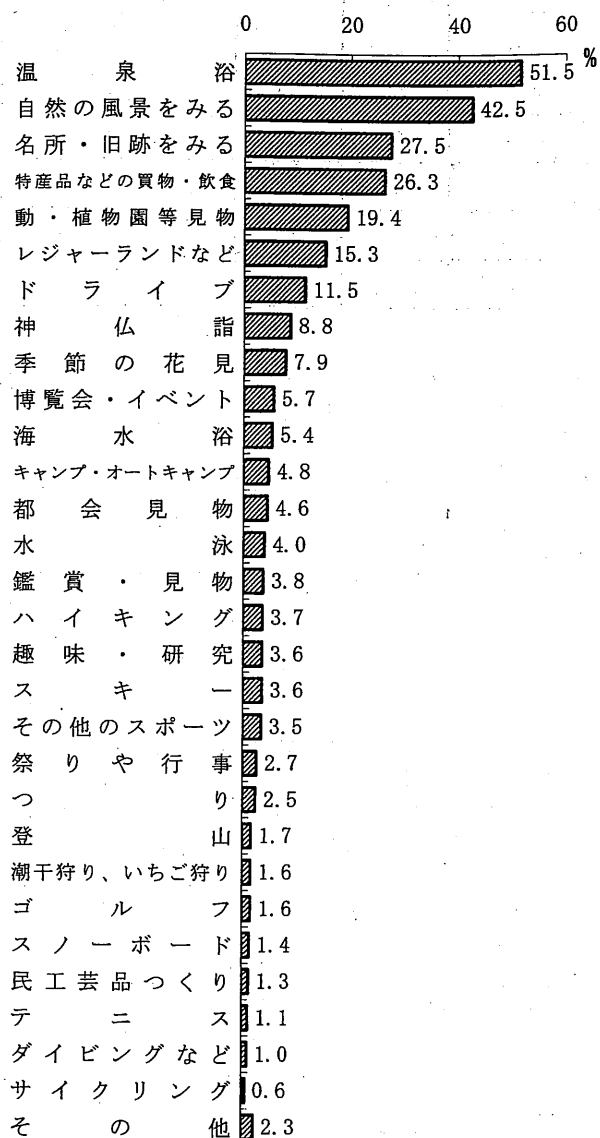
調査中の県（4県）があるため掲載されているデータはH18.10.27現在の途中集計値である。

4. 旅行者動向及び観光の実態と志向

(1) 宿泊観光の主な目的

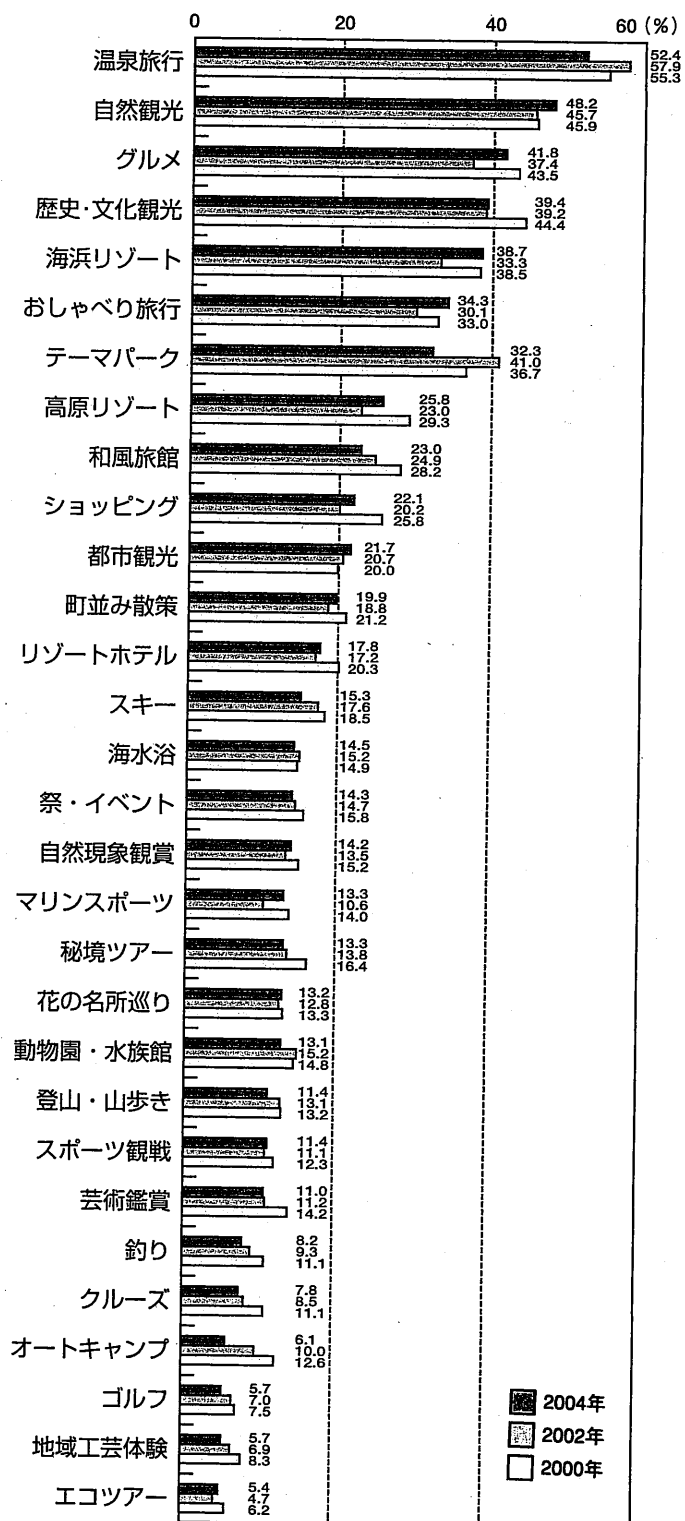


(2) 宿泊観光の旅先での行動



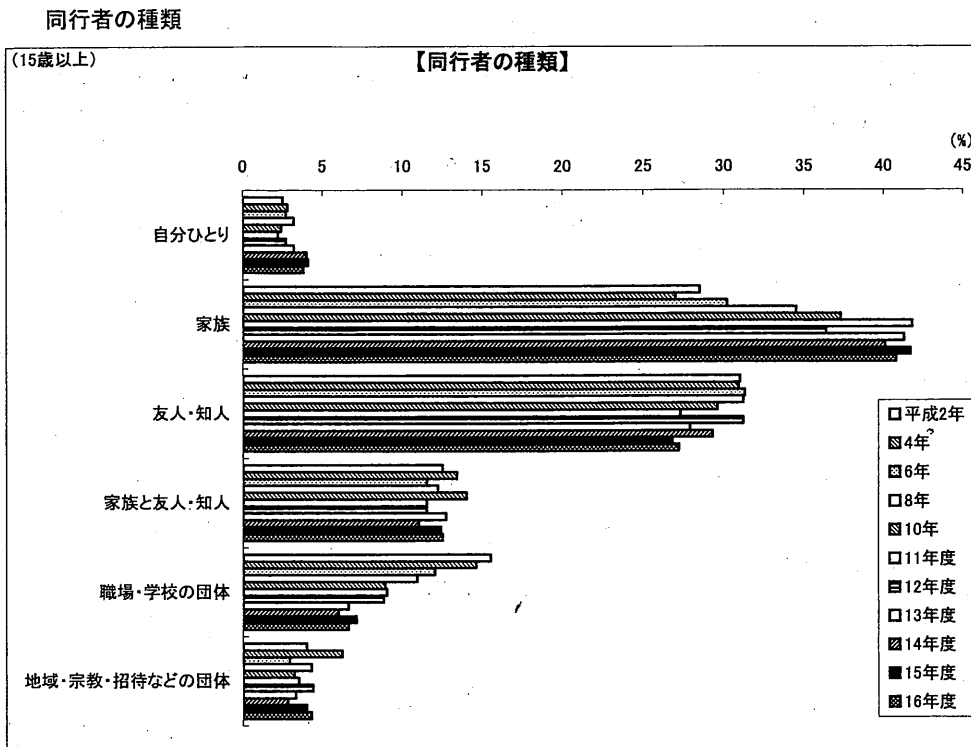
出典：平成17年度版観光の実態と志向
 (第24回国民の観光に関する動向調査)
 (社)日本観光協会
 調査対象：全国民(満15歳以上の男女)
 調査方法：調査員による訪問留置回収法
 調査時期：平成17年6月2日～6月19日

(3) 行ってみたい旅行タイプ

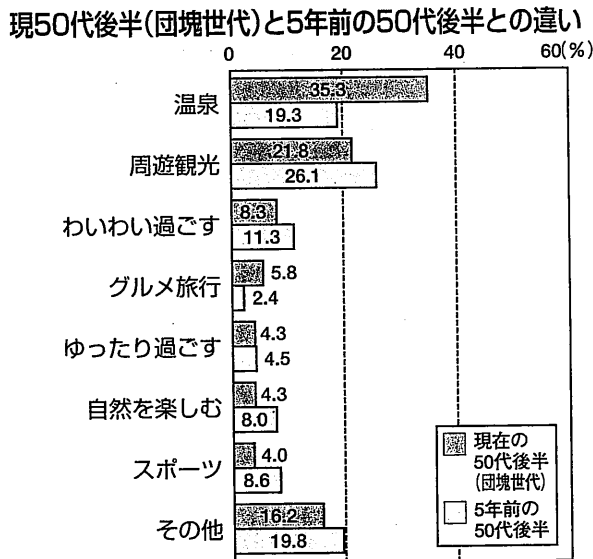


出典：「旅行者動向2005」（平成17年7月）
 （財）日本交通公社
 調査対象：全国18歳以上の男女
 調査方法：郵送による調査票の配布と回収
 調査時期：毎年10月に実施

(4) 旅行の実績



出典：平成 17 年度版観光の実態と志向
(第 24 回国民の観光に関する動向調査)
(社) 日本観光協会



出典：「旅行者動向2005」(平成17年7月)
(財) 日本交通公社

5 . 国民保養温泉地一覽 (道府県別・指定年月日順)

(平成18年9月1日現在)

名称	道府県	所在地	指定年月日	面積 (ha)	名称	道府県	所在地	指定年月日	面積 (ha)
カルルス温泉	北海道	登別市	S 32. 9. 27	36. 01	丸子温泉郷	長野	上田市	S 31. 6. 15	84. 8
北湯沢温泉	"	伊達市	"	63. 97	田沢・沓掛温泉	"	小県郡青木村	S 45. 3. 24	329. 2
二セコ温泉郷	"	磯谷郡蘭越町、虻田郡二セコ町	S 33. 11. 1	60. 27	小谷温泉	"	北安曇郡小谷村	S 46. 3. 23	385. 0
恵山温泉郷	"	函館市	S 40. 8. 5	72. 0	白骨温泉	"	松本市	S 49. 3. 30	166. 91
十勝岳温泉郷	"	空知郡上富良野町	S 42. 10. 19	60. 38	有明・穂高温泉	"	安曇野市	S 55. 3. 27	59. 1
然別峡温泉	"	河東郡鹿追町	S 46. 3. 23	45. 35	美ヶ原温泉	"	松本市	S 58. 3. 28	122. 2
芦別温泉	"	芦別市	S 48. 3. 30	39. 2	沓野温泉	"	下高井郡山ノ内町	H 3. 4. 16	119. 7
雌阿寒温泉	"	足寄郡足寄町	"	15. 0	平湯温泉	岐阜	高山市	S 39. 6. 8	60. 9
湯ノ岱温泉	"	桧山郡上ノ国町	S 49. 3. 30	31. 8	奥飛騨温泉郷	"	"	S 43. 11. 19	169. 8
盃温泉	"	古宇郡泊村	S 50. 7. 5	55. 8	白川郷平瀬温泉	"	大野郡白川村	S 55. 3. 27	217. 5
貝取潤温泉	"	久遠郡せたな町	S 51. 3. 27	110. 76	小坂温泉郷	"	下呂市	S 58. 3. 28	259. 08
幕別温泉	"	中川郡幕別町	S 52. 5. 31	51. 62	畑毛・奈古谷温泉	静岡	伊豆の国市、田方郡函南町	S 37. 3. 10	36. 9
ながぬま温泉	"	夕張郡長沼町	S 63. 7. 1	30. 98	湯ノ口温泉	三重	熊野市	H 9. 5. 1	200. 0
豊富温泉	"	天塩郡豊富町	H 4. 1. 13	36. 6	久美の浜温泉郷	京都	京丹後市	H 8. 5. 2	467. 6
洞爺・陽だまり温泉	"	洞爺湖町	H 9. 5. 1	398. 4	るり渓高原温泉	"	南丹市	H 12. 5. 11	170. 0
酸ヶ湯温泉	青森	青森市	S 29. 10. 11	53. 0	浜坂温泉郷	兵庫	美方郡新温泉町	H 3. 4. 16	357. 6
葉研温泉	"	むつ市	S 46. 3. 23	31. 3	十津川温泉郷	奈良	吉野郡十津川村	S 60. 3. 19	573. 32
八幡平温泉郷	岩手	八幡平市	S 34. 9. 3	168. 0	熊野本宮温泉郷	和歌山	田辺市	S 32. 9. 29	106. 87
須川・真湯温泉	岩手	仙北市、鹿角市	"	"	龍神温泉郷	"	田辺市	H 8. 5. 2	119. 83
夏油温泉	"	一関市	S 33. 11. 1	116. 14	鹿野・吉岡温泉	鳥取	鳥取市	S 41. 7. 22	264. 1
金田一温泉	"	北上市	S 40. 8. 5	36. 0	関金温泉	"	倉吉市	S 45. 3. 24	93. 43
奥鳴子・川渡温泉郷	宮城	二戸市	H 6. 4. 28	218. 9	岩井温泉	"	岩美郡岩美町	S 48. 3. 30	81. 4
田沢湖高原温泉郷	秋田	大崎市	S 35. 10. 1	161. 0	三瓶温泉	島根	大田市	S 34. 5. 5	110. 01
秋ノ宮温泉	"	仙北市	S 42. 10. 19	297. 1	鷺の湯温泉	"	安来市	S 37. 3. 10	19. 87
蔵王温泉	山形	湯沢市	S 53. 3. 31	130. 95	湯原温泉	岡山	真庭市	S 31. 6. 15	379. 8
銀山温泉	"	山形市	S 33. 11. 1	208. 49	奥津温泉	"	苫田郡鏡野町	S 41. 7. 22	326. 8
碁点温泉	"	尾花沢市	S 43. 11. 19	170. 38	湯来・湯の山温泉	広島	広島市	S 30. 7. 4	39. 8
肘折温泉郷	"	村山市	S 60. 3. 19	250. 0	矢野温泉	"	府中市	S 47. 7. 29	225. 0
湯田川温泉	"	最上郡大蔵村	H 元. 10. 16	497. 0	依山温泉	山口	長門市	S 30. 7. 4	75. 77
岳温泉	福島	鶴岡市	H 13. 11. 13	26. 0	三丘温泉	"	周南市	S 36. 4. 1	117. 79
新甲子温泉	"	二本松市	S 30. 8. 24	79. 57	塩江温泉郷	香川	高松市	H 14. 3. 29	928. 0
土湯・高湯温泉郷	"	西白河郡西郷村	S 38. 4. 19	106. 77	湯ノ浦温泉	愛媛	今治市	H 6. 4. 28	74. 1
日光湯元温泉	栃木	福島市	H 11. 4. 20	946. 78	筑後川温泉	福岡	うきは市	S 43. 11. 19	64. 77
板室温泉	"	日光市	S 29. 10. 11	29. 52	吉井温泉	"	"	"	32. 25
四万温泉	群馬	那須塩原市	S 46. 3. 23	120. 47	古湯・熊の川温泉	佐賀	佐賀市	S 41. 7. 22	133. 2
鹿沢温泉	"	吾妻郡中之条町	S 29. 10. 11	171. 6	雲仙・小浜温泉	長崎	雲仙市	S 31. 6. 15	141. 6
上牧・奈女沢温泉	"	" 嬬恋村	S 43. 11. 19	128. 3	壱岐湯本温泉	"	壱岐市	S 46. 3. 23	46. 0
片品温泉郷	"	利根郡みなかみ町	S 54. 3. 27	613. 7	天草下田温泉	熊本	天草市	S 38. 4. 19	22. 76
湯宿・川古・法師温泉	"	" 片品村	S 58. 3. 28	563. 5	南小国温泉郷	"	阿蘇郡南小国町	S 39. 6. 8	95. 4
弥彦・岩室温泉	新潟	" みなかみ町	H 11. 4. 20	266. 16	湯の鶴温泉	"	水俣市	S 55. 3. 27	209. 7
六日町温泉	"	西蒲原郡弥彦村、新潟市	S 38. 4. 19	403. 51	湯布院温泉	大分	由布市	S 34. 5. 5	163. 88
関・燕温泉	"	南魚沼市	S 39. 6. 8	822. 3	長湯温泉	"	竹田市	S 53. 3. 31	53. 9
栃尾又・駒の湯温泉	"	妙高市	S 47. 7. 29	11. 5	鉄輪・明礬・柴石温泉	"	別府市	S 60. 3. 19	285. 3
白山温泉郷	石川	魚沼市	S 54. 3. 27	57. 98	霧島温泉	鹿児島	霧島市	S 34. 5. 5	211. 55
下部温泉	山梨	白山市	S 36. 4. 1	168. 7	隼人・新川溪谷温泉郷	"	"	S 42. 10. 19	218. 2
増富温泉	"	南巨摩郡身延町	S 31. 6. 15	133. 00					
		北杜市	S 40. 8. 5	137. 3					

6 . 登録分析機関一覧

(平成18年4月1日現在)

都道府県名	名 称	都道府県名	名 称	都道府県名	名 称
北海道	北海道立衛生研究所	長野県	長野県環境保全研究所	長崎県	西部環境調査(株)
"	(財)北海道薬剤師会公衆衛生検査センター	"	(社)長野県薬剤師会検査センター	熊本県	(社)熊本県薬剤師会医薬品検査センター
"	(株)ホクカン 環境化学分析センター	"	(株)科学技術開発センター	"	(株)同仁グローバル
青森県	青森県環境保健センター	"	(株)コーエキ	"	(株)三計テクノス
"	(社)青森県薬剤師会衛生検査センター	"	(株)環境科学	大分県	大分県衛生環境研究センター
岩手県	(社)岩手県薬剤師会	"	環境未来(株)分析センター	"	(株)エスピーシーテクノ九州
"	岩手県環境保健研究センター	"	(社)上田薬剤師会検査センター	"	(社)大分県薬剤師会
"	地熱インジニアリング(株)盛岡営業所	"	(社)長野市薬剤師会検査センター	"	(株)住化分析センター大分営業所
宮城県	(財)宮城県公害衛生検査センター	"	(株)環境技術センター	宮崎県	宮崎県衛生環境研究所
秋田県	秋田県健康環境センター	岐阜県	岐阜県保健環境研究所	鹿児島県	(社)鹿児島県薬剤師会
"	(株)秋田県分析化学センター	"	(財)岐阜県公衆衛生検査センター	"	(財)鹿児島県環境技術協会
"	(財)秋田県総合保健事業団	"	(株)神岡衛生社	"	(株)鹿児島環境測定分析センター
山形県	山形県衛生研究所	静岡県	(財)静岡県生活科学検査センター	沖縄県	(財)沖縄県環境科学センター
"	日本環境科学(株)	愛知県	愛知県衛生研究所		
"	(株)丹野	"	(株)環境科学研究所		
福島県	(社)福島県薬剤師会	"	(財)中部微生物研究所		
"	福島県衛生研究所	三重県	三重県科学技術振興センター		
茨城県	(財)茨城県薬剤師会公衆衛生検査センター	"	(財)三重県環境保全事業団		
栃木県	(社)栃木県薬剤師会	滋賀県	滋賀県衛生科学センター		
群馬県	群馬県衛生環境研究所	"	(株)日吉		
"	(社)群馬県薬剤師会	京都府	京都府保健環境研究所		
千葉県	千葉県衛生研究所	大阪府	大阪府立公衆衛生研究所		
"	株式会社上総環境調査センター	"	(株)応用地学研究所		
東京都	(財)中央温泉研究所	"	(株)日本医学臨床検査研究所		
神奈川	神奈川県温泉地学研究所	"	(株)東邦微生物病研究所		
"	(財)北里環境科学センター	"	日本水処理工業(株)		
新潟県	新潟県保健環境科学研究所	兵庫県	兵庫県立健康環境科学研究所		
"	(株)新環境分析センター	奈良県	奈良県保健環境研究センター		
"	(社)県央研究所	和歌山県	和歌山県環境衛生研究センター		
"	(財)新潟県環境分析センター	鳥取県	(財)鳥取県保健事業団		
"	(社)新潟県環境衛生中央研究所	島根県	(財)島根県環境保健公社		
"	(財)上越環境科学センター	岡山県	(財)岡山県健康づくり財団		
富山県	富山県衛生研究所	広島県	(株)日本総合科学環境技術センター		
"	(株)環研	"	(財)広島県環境保健協会		
"	(株)安全性研究センター	山口県	山口県環境保健研究センター		
"	ゼオンノース(株)環境分析事業部	徳島県	徳島県保健環境センター		
"	グアモントインジニアリング(株)分析事業所	"	(社)徳島県薬剤師会検査センター		
石川県	石川県保健環境センター	香川県	香川県環境保健研究センター		
"	(財)北陸保健衛生研究所	愛媛県	愛媛県立衛生環境研究所		
"	(株)エオネックス	高知県	高知県衛生研究所		
福井県	福井県衛生環境研究センター	福岡県	(財)九州環境管理協会		
"	(財)北陸公衆衛生研究所	"	福岡県保健環境研究所		
"	(株)福井環境分析センター	"	九電産業(株)環境部		
山梨県	(株)山梨県環境科学検査センター	"	(財)北九州生活科学センター		
"	山梨県衛生公害研究所	"	(株)太平環境科学センター		
"	(株)メイキョー	佐賀県	佐賀県衛生薬業センター		
"	(社)山梨県食品衛生協会	"	(財)佐賀県環境科学検査協会		

温泉法の概要

制定：昭和23年第2回国会において成立。

同年7月10日公布、8月9日施行（昭和23年法律第125号）

最終改正：平成13年6月27日法律第72号（平成14年4月1日施行）

目的：温泉の保護とその利用の適正化、公共の福祉増進（第1条）

*本法の「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水等で、泉源温度25以上又は規定物質のいずれかを規定量以上含有するもの（第2条、別表）

温泉の保護

温泉の掘削等の許可制

温泉の掘削・増掘、動力の装置は、都道府県知事の許可が必要（第3条～第9条）

- ・温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合等は、不許可
- ・掘削等の許可の有効期間は2年間

知事による温泉源保護の措置

- ・温泉源を保護する必要があると認めるときの温泉採取制限命令（第10条）
- ・他目的掘削で温泉ゆう出量等に著しい影響等ある場合の影響防止措置命令（第12条）
- ・温泉のゆう出量等や利用状況に関する報告徴収、立入検査（第30、31条）

温泉の利用

温泉の公共的利用の許可制

公共の浴用・飲用には、都道府県知事又は保健所設置市(区)長の許可が必要（第13条）

- ・温泉の成分が衛生上有害であると認める場合等は、不許可

温泉の成分、禁忌症等の掲示

温泉施設に、温泉の成分、禁忌症、入浴・飲用上の注意の掲示を義務づけ（第14条）

- ・掲示は、登録分析機関の行う温泉成分分析の結果に基づく
- ・掲示内容は、都道府県知事等に届出、知事等は健康保護のため必要な変更の命令注）温泉の適応症（効能）は、掲示義務の対象外であるが、知事等が適正化の指導。

国民保養温泉地の指定

環境大臣は、温泉の公共的利用増進のための地域を指定（第25条）

環境大臣又は都道府県知事は、温泉利用施設等の改善に関し必要な指示（第26条）